

令和5年3月13日以降の主な感染拡大防止対策について

令和5年2月17日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

要請期間	令和5年3月13日から令和5年5月7日まで	
県民の皆様へ	基本的感染対策について	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内の定期的な「換気」、「3つの密」の回避など基本的な感染対策を徹底 ● マスクの着用について、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本 ● 各個人のマスクの着用の判断に資するようマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨 ※ 詳細は別紙「マスクの着用」の考え方についてを参照
	外出について	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や基礎疾患を有する方は、混雑した場所をできるだけ避ける等、感染リスクを減らす行動を
	飲食について	<ul style="list-style-type: none"> ● 大声や長時間の飲食を回避 ※ 「会話をする際はマスクを着用」を削除 ● 認証店・確認店の利用を*
	ワクチン接種について	<ul style="list-style-type: none"> ● 年代や接種回数などに応じて、速やかなワクチン接種を検討
	受診について	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急外来及び救急車は、適切に利用を ● 症状が軽く、65歳未満で基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方は、発熱外来の受診に代えて、検査キットを用いて検査をし、陽性者登録センターやオンライン診療の利用を検討
	検査について	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染不安を抱える無症状の方を対象とした無料検査事業については、当面の間、実施【特措法第24条第9項】
事業者の皆様へ	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種別ガイドラインを遵守【特措法第24条第9項】 ● 職場復帰に当たり、療養証明・陰性証明等を求めない【特措法第24条第9項】 	
イベント主催者等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントの実施に当たっては、「感染防止安全計画」や「感染防止対策チェックリスト」により、感染防止対策を講じて実施【特措法第24条第9項】 <p>【収容率・人数上限の目安】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合 人数上限：収容定員まで ② ①以外の場合 収容率上限：100% かつ 人数上限：5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方 	

*認証店については、令和5年3月31日をもって終了します。

*飲食店の感染防止対策に係る認証基準等の改正については、別途発表します。

「マスクの着用」の考え方について

1 基本的な考え方

- ・ マスクの着用について、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

2 各個人のマスクの着用の判断に資するよう政府が示すマスクの着用を推奨する場面

- ・ 高齢者などの重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

① 医療機関受診時

② 高齢者などの重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時（当面の取扱い）

- ※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除きます。

- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨します。

3 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控えましょう。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用しましょう。

【留意事項】

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるようにしてください。
- ・ 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。
- ・ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場合においても、子どものマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要があります。

(参考) 事業者における対応

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

※令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/230210-zimurenraku-mask.pdf>

※リーフレット

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/poster-date.pdf>

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は**個人の判断**が基本となります

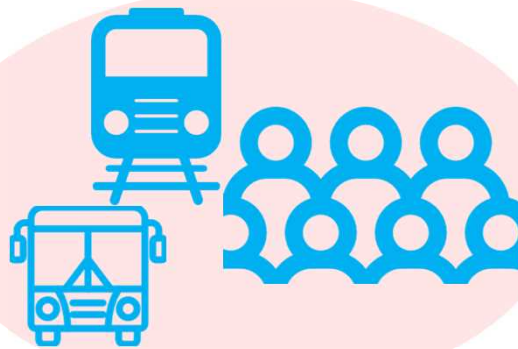
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります